

資料「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver.2.1案）に対するパブリックコメント に対して提出された意見要旨と、意見に対する日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会の考え方の要旨
 （意見募集期間：2021年10月1日から2021年10月14日）

No	意見対象	該当箇所		提出されたご意見	日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会の考え方	提出意見を踏 まえた修正の 有無
		頁	目次等			
1	「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 2.1_案）	9	【参考】健康・医療分野の個人情報のうち、要配慮個人情報に該当しないもの	こちらのページに参考として、要配慮個人情報に該当しないものの例が記載されておりますが、眼鏡店等で測定した補聴器のための聴力測定情報については要配慮個人情報に該当しないものとなるのでしょうか。	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsusoku 2-3 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）の（8）において、 「(略) なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。」と記載があります。眼鏡店での測定は、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務ではありませんので、要配慮個人情報には該当しません。	無
2	「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 2.1_案）	8,11	脚注	とりまとめの何ページに記載があるかのためにページ数の記載があると該当箇所がわかりやすいと思われます。(P43、P44の脚注には記載があります)	頂いたご意見を元に該当箇所を修正いたします。	有